

社会福祉法人やまだい福祉会

保育ソーシャルワーカーからのアドバイス！ ～その1～

～岸和田市の保育施設利用をお考えの方へ～

ここに記載の情報は岸和田市以外にお住まいの方は参考になさらないでください。

保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小規模保育・一時保育・認可外・・・いろいろあってややこしい！

平成27年4月からこれまでの保育所(園)・幼稚園・認可外保育施設に加え、岸和田市内では「幼保連携型認定こども園」と「小規模保育事業」が増えました。下の表に簡単な概要をまとめてみました。

※この表は現在の岸和田市内の公立・民間施設の概要をおおまかに記したものです。各施設の詳細を表示したものではありませんので、ご了承ください。各施設の最新の状況・詳細は、市子育て施設課および各施設にお問い合わせください。

	保育所(園)	幼保連携型認定こども園 (民間施設のみ)		幼稚園
		2・3号認定	1号認定	
必要な 保育認定	2・3号認定	2・3号認定	1号認定	1号認定
利用可能 年齢	保護者の事情により保育に欠ける0～1歳児から、小学校入学前まで	保護者の事情により保育に欠ける0～1歳児から、小学校入学前まで	満3歳から小学校入学前まで	満3歳から小学校入学前まで
基本 保育時間	概ね7～18時	概ね7～18時	9時～14時など施設によって様々	9時～14時など施設によって様々
延長保育(預かり保育)を含めた保育時間	概ね7～19・20時頃まで	概ね7～19・20時頃まで	概ね7～19・20時頃まで	施設によって様々
基本 保育料	市により決定(所得により変動)。3歳児組以上は無料。	市により決定(所得により変動)。3歳児組以上は無料。	無料。	無料。(新制度未移行幼稚園は限度額あり)
昼食	給食	給食	給食	施設によって様々
休園日	日祝・年末年始休園。民間施設では夏季や年度末の休園日、日曜行事の振替休園日などがあることも。	日祝・年末年始休園。民間施設では夏季や年度末の休園日、日曜行事の振替休園日などがあることも。	日祝・年末年始休園。土曜日、春・夏・冬休みは施設によって様々。預かり保育を実施しているところもある。	日祝・年末年始休園。土曜日、春・夏・冬休みは施設によって様々。預かり保育を実施しているところもある。
利用 決定方法	市が決定。	市が決定。	施設が決定。	施設が決定。
その他	・実際の利用可能時間は原則保育に欠ける時間	・実際の利用可能時間は原則保育に欠ける時間	・保育所から移行したところが多く、定員が少ない。	・私学だと通園バスもある。

※施設によって利用開始年齢・月齢、入園時期が異なります。

※一部の保育所(園)・幼保連携型認定こども園については、利用児の一部について、本園と所在地が違う「分園」で教育保育を行っている施設もあります。

	小規模保育事業所	市の一時預かり事業 (市立桜台保育所・やまだい保育園一時保育室が市の事業として実施。)	認可外保育施設
必要な保育認定	3号認定(2号は一部のみ)	なし	なし
利用可能年齢	保護者の事情により保育に欠ける0~1歳児から、満3歳になる年度末まで	生後3か月~小学校入学前まで	施設によって様々
基本保育時間	概ね7~18時	9~17時	施設によって様々
延長保育(預かり保育)を含めた保育時間	概ね7~19・20時頃まで	やまだい保育園一時保育室のみ延長保育あり。7時~19時。	施設によって様々
基本保育料	市により決定(所得により変動)	一日利用2,000円/半日利用1,200円(施設によって基準時間が異なります。)	施設が決定
昼食	給食	給食	施設によって様々
休園日	日祝・年末年始休園。 民間施設では夏季や年度末の休園日、日曜行事の振替休園日などがあることも。	土日祝、年末年始は休園 (やまだい保育園一時保育室は土曜日保育あり。)	施設によって様々
利用決定方法	市が決定。	施設が決定。 (空き状況などによる)	施設が決定。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 満4歳になる年度からは、連携施設に進級が可能。 実際の利用可能時間は原則保育に欠ける時間 施設によって利用開始年齢・月齢、入園時期が異なります。 	<ul style="list-style-type: none"> 最大週三日までしか利用できない。(緊急利用として別枠もある) 	<ul style="list-style-type: none"> 24時間年中無休など、幅広くサービスを行っているところもある。 規模も様々。

※公立保育所が原則一日1名定員で受入を行っている緊急一時預かり事業もあります。

※民間保育施設で、市の一時預かり事業とは別で、独自に一時保育を行っているところもあります。

1号認定などの認定ってなに？

認定こども園などの施設を利用するために市から受ける必要がある認定のことです。(下表参照)

	保育が必要でない	保育が必要	
3~5歳	1号認定 保育に欠ける条件： なし 利用可能施設：認定こども園・幼稚園	2号認定	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
		保育に欠ける条件： フルタイム就労 など 利用可能施設：保育所(園)・認定こども園 利用可能基本保育時間： 最大11時間	保育に欠ける条件： 月64時間以上の就労 など 利用可能施設：保育所(園)・認定こども園 利用可能基本保育時間： 最大8時間
0~2歳	認定無し 利用可能施設：一時預かり事業など	3号認定	
		保育標準時間認定	保育短時間認定
		保育に欠ける条件： フルタイム就労 など 利用可能施設：保育所(園)・認定こども園・小規模保育事業所 利用可能基本保育時間： 最大11時間	保育に欠ける条件： 月64時間以上の就労 など 利用可能施設：保育所(園)・認定こども園・小規模保育事業所 利用可能基本保育時間： 最大8時間

※基本保育時間以外の時間は延長保育となります。

保育施設(2・3号認定)の利用は市によって決定されます！

保育施設の利用については、申込書を岸和田市に提出し、各ご家庭の希望と、保育に欠ける点数による市の選考を経て決定されます。(例外に、他市の方でも利用できる場合があります。詳しくは市にご相談ください。)

翌年4月1日付入園(2・3号認定)については、書類提出期限に注意！

岸和田市の場合は令和3年度から、前年の11月中に提出となりました。日程は毎年変動しますので、市子育て施設課のホームページなどで十分にご確認ください。会社に就労証明を書いてもらったり、自営業の場合は民生委員さんの確認をもらったり(コロナ禍で令和4年2月現在は手続省略)、時間がそれなりにかかりますので、余裕をもって取り掛かりましょう。

1号認定での利用は直接“認定こども園”に申込！

認定こども園については、1号認定枠というものがあり、それは私立幼稚園のように各施設に直接申し込む形となります。ただし、当園も含め岸和田市内の認定こども園は元々保育所から移行した施設が多く、その兼ね合いで1号認定枠はありますが、枠はかなり少なく、また、2・3号認定の在園児が事情により1号認定に移行する場合なども多く、入れない場合が多いかもしれません。

また市に決定される基本保育料も2・3号認定と1号認定では異なり、それ以外の料金設定も各施設によってかなり異なりますので、入園希望の施設がある場合は、事前に各施設にお問い合わせください。

Q&A:「自宅のある小学校区内の保育施設を利用した方がいいの？」

よく頂くご質問です。保育施設については、校区という概念がないため、基本的には市内の様々な校区の方が利用されています。ただ、施設のある校区の利用児が占める割合は多く、離れた校区からご利用されている場合、進学したときに親子共に知り合いがないというケースはあり得ないことはありません。

友だちがないことが原因で、入学後の学校生活が困難になることはほとんどないと思います。ただ、ご両親としては「そうは言われても心配になってしまう・・・」という方もいらっしゃると思いますので、保育施設の希望順位を考える上で、校区については、十分ご検討ください。

また、2・3号認定について、希望順位の低い施設に入所決定がなされた場合ですが、一旦入園をして、次の年度初め(4月1日付)に転園希望を出すという選択肢もあります。岸和田市においては、4月1日付以外^{以下}の年度途中転園については、利用している施設を一旦退園する必要があり、選考漏れすると待機児童になってしまうというルールとなっているので、現実的に年度途中の転園は難しいです。ただ、毎年11月頃に、次の4月1日付転園を希望できる機会があり、その場合にのみ、利用している施設を滑り止めとして、選考漏れした場合に継続利用をすることができるルールになっています。

転園については、一概には言えませんが、低い年齢ほど転園しやすいです。施設によって違うところもあるかと思いますが、民間施設は3歳児くらいでほぼ卒園までのメンバーが確定してしまい、追加で新規児童を受入する施設は少ない傾向にあると思います。公立施設については4・5歳児の4月でも新

規受入の枠を設けている施設もあるようです。(あくまで当施設の勝手なイメージをお伝えしていますので、正確な情報は市子育て施設課にお尋ねください。)

また、個人差はありますが、年齢が上になるにつれて、転園に伴うお子様の精神的な負担も考えなくてはならなくなってくるので、ご注意ください。

Q&A:「土曜日利用は別途、就労証明書を出さなければならない?」(2・3号認定)

よく頂くご質問です。やまだい保育園では、土曜日の就労証明書の提出は求めておりませんが、お仕事がお休みの場合は、ご利用はご遠慮頂きますようお願いしています。

民間施設であれば、施設によっては土曜日の利用のために、月単位やその都度、就労証明書の提出を求められることもあるようです。これは保育施設を利用するにあたっては、大半の方が「就労」という要件で保育施設の利用が認定されていることから、土曜日に就労されておられるのか再確認する目的で行われているものと推測されます。

Q&A:「しばらくは会社の保育施設を利用して、後々地元の施設を利用というのは大丈夫?」

よく頂くご質問です。会社に併設された保育施設の方が24時間や年中無休で対応しているなど、ご家庭にとっては便利なケースが多く、お子様が小さい間はそちらを利用し、3歳児(幼稚園でいういわゆる「年少」)くらいには、小学校進学を見据えて地元の保育施設を利用したいとお考えの方も多いようです。

これは、前述の「転園しやすい年齢」の話と同じ内容になるのですが、新規入園も年齢が低いほど入りやすいです。そのため、そろそろ地元の保育施設を利用したいと思うタイミングで申請しても、希望施設に空きが無くて選考にすら掛けられないということは十分に考えられます。結論から言えば、後々に地元施設のご利用をお考えの場合は、年齢の早い段階から申込される方が無難です。

ほかの選択肢としては、認定こども園であれば1号認定枠で入園できないかダメもとで希望施設に問い合わせてみたり、幼稚園の預かり保育で十分保育ニーズが満たせられるということであれば、幼稚園を視野に入れたりするのも一つかもしれません。幼稚園については、お弁当の有無、長期休園日など十分にご確認ください。